

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、
知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和6年2月22日

鹿児島県知事 塩田康一



5 敷網(ロープびきとび魚浮敷網)漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン 数	推進機 関の馬 力数	許可又 は起業 の認可 をすべき 船舶等の数	漁業を営む者 の資格
ロープびきとび魚浮敷網 漁業	宝島の最大高潮時海岸線と その沖合 2,000メートルの線によつ て囲まれた区 域	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1	鹿児島県内に 住所又は事業 所を有する者

許可の有効期間 令和6年6月1日～令和9年5月31日

申請すべき期間 令和6年4月1日(月)から同月30日(火)まで